

令和2年度第1回城東区区政会議（本会）

日時：令和2年6月5日

開会 19時00分

○竹内議長　こんばんは。竹内でございます。定刻になりましたので、ただいまから、令和2年度第1回区政会議を開会させていただきます。

皆さま方には、お忙しい中、ご出席いただき、本日もこの後よろしくお願いをしたいと思っております。

本会議につきましては、2月13日付で、もと区役所用地活用に関して、区政会議の運営の基本となる事項に関する条例第6条第2項に基づく招集請求があり、当初3月5日に開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため延期として、本日開催に至ったものでございます。

ただし、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止に鑑みまして、いわゆる3密を避けるため、本日は可能な限り感染防止策を取らせていただいているところでございます。

なお、開催時間につきましては、およそ1時間を目途に、若干の延期はあると思っておりますけれども、それを目途に会議をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、今回の区政会議では、資料1「もと城東区役所用地の活用修正案の協議について」とありますとおり、審議の依頼のありました、資料2「もと城東区役所用地の活用の修正案」について、区役所の見解と委員の皆さまの意見を求めることとなります。

まず最初に、事務連絡があるようですので、事務局よりよろしくお願いをいたします。

○西中総務課長 総務課長の西中でございます。よろしくお願いいたします。開会にあたり事務連絡をさせていただきます。座って説明させていただきます。

まず、先ほど竹内議長からもありましたとおり、この会議は新型コロナウイルスの感染拡大防止に鑑み、遅くとも1時間程度を目途に終了させていただきたいと思えます。こうしたことから、通常、事務連絡として紹介させていただくことは割愛させていただきます、既にご確認いただいているかと思いますが、具体的な連絡事項につきましては、お配りしております書類に記載させていただいておりますので、そちらをご覧ください。

続きまして、委員及び議員の皆さまの紹介ですが、こちらも時間の都合上、割愛させていただきますが、委員の変更がございましたので、ご紹介いたします。

広沢委員退任に伴って、島委員が新たに就任いただいております。

事務連絡は以上でございます。

○竹内議長 それでは議事に入ります前に、事務局、定足数の確認をお願いします。

○西中総務課長 定足数を確認いたします。条例第7条5項には定数の2分の1以上の出席が必要となっております。

現在、34人中、21人の方がご出席でございますので、本会議は有効に成立しております。

○竹内議長 では、ただいまから議事にはいらさせていただきます。まず、区役所から説明をいただきますが、この説明はあれですか。11月に実施案として説明を受けた分ですかね。区長から説明を受けるのは。

○西中総務課長 そうでございます。

○竹内議長 11月にね、このメンバーで説明を受けておりますので、時間的な都合もありますので、できるだけ短い時間で簡略にお願いしたいと思います。

○大東区長 区長の大東でございます。新型コロナウイルス感染症の状況下の中、心苦しくありますが、本区政会議にお集まりいただき、感謝を申し上げます。座って説

明をさせていただきます。

それでは、まず私からあらためて、もと城東区役所用地の活用実施案について説明させていただきます。

資料の4、5、2の順でご説明をいたします。まず資料4の実施案をご覧くださいでしょうか。右下のページでいいますと、1ページのところでございます。

経過で申しますと、区役所庁舎の建て替えは、旧区役所用地を含めた一画で建て替えをする予定でした。しかし、隣接している土地、今マンションが建っている土地ですが、こちらが買収できなかったことから、旧区役所用地を含めた一画での建て替えを断念しました。そこで、現在新庁舎が建っている、こちらに府税事務所や市有地、民有地がありましたので、旧庁舎を売ることを条件に、府の用地を購入して新庁舎を建てることのできたという経過があります。次のページをご覧ください。

区政会議や地域の皆さまからご要望をいただき、未利用地活用における市全体のルールに則りながら、あらためて区の課題からどのような活用が望ましいかの検討を始め、その検討の中で、区政会議やパブリックコメント、区民アンケート等で区民の皆さまのご意見や、事業者の意向等も確認しながら、活用条件を検討してまいりました。

ページをめくっていただきまして、右下のページでいいますと6ページ、「活用にあたって求める条件」をご覧ください。

こうした検討を踏まえて、活用条件として公表しましたのが、こちらのとおりで、1点目が、ベースとなる機能について、一定規模以上の医療分野または高齢者福祉分野のいずれかを必須とし、規模については、全体面積の20%以上とすること、2点目が、水害時避難ビルの指定等、災害時における防災機能を備えることとしてとりまとめを行っております。

続いて、7ページをご覧ください。「事業者選定方法等今後の進め方について」ですが、事業者選定についての客観性や透明性も踏まえて、活用条件の遵守を確認し

たうえで、価格による入札を実施するということや、その場合の予定価格は最有効使用による価格とすることで調整をいたしております。

こうした活用条件や進め方は、市長にご判断いただいている内容であり、資料5でお配りしていますが、3月の大阪市会におきまして、市長が「実施案は、財源確保と地域ニーズの双方を踏まえた妥当な案」と答弁されております。そのもとで、区としましても、この実施案をベースとして取り組んでいるところです。

続きまして、当時の城東区地域活動協議会連絡会会長の伊東様から提出された修正案と、それに対する市の考え方をご説明いたします。

資料の2、修正案をご覧くださいませでしょうか。修正案の内容は裏面をご覧ください。

主な活用条件での修正案として、まず1点目ですが、ベースとなる機能の規模について、マーケットサウンディングの結果、区が求める機能の建物全体に対するおおよその割合は、12団体中8団体が、全体面積の半分程度、および大部分の土地活用を提案していることから、条件を全体面積の50%以上に修正することを求められています。

これについては、新庁舎建設にあたっては、旧区役所用地の売却益を建替え財源の一部に充てることとなっている経過がございます。

その中で、当初は一般競争入札で売却するとしていたところですが、地域の皆さまからまちづくりの観点もふまえた土地活用を行うよう意見・要望があり、より多くの歳入確保と、地域の実情に即した有効な土地活用の観点から、区の課題も踏まえて検討を進め、事業者、専門家の意見も総合的に勘案した結果、医療または高齢者福祉分野の機能を全体面積の20%以上とするなどの条件を付した上、最有効使用での価格を予定価格としたものです。

一方で、これ以上の条件を付することは、市場性・競争性の低下や価格への影響も考えられるため、必ずこの施設が必要という説明責任が行政として生じてまいりま

す。それが果たせない場合、住民監査請求や住民訴訟の法的リスクも考えられるところであり、実施案が最大限区民の皆さん等のご意見を反映した結果であると考えているところでございます。

続いて2点目ですが、「もと城東区役所用地の活用」については、区役所新庁舎に隣接する広域避難場所の指定を受けた蒲生公園一帯が大規模災害発生時等に十分な防災機能が発揮できるよう、水害時避難ビルの指定はもちろんのこと、防災機能の設備を備えることを求められています。

こちらにつきましても、1点目の答えと重複することとなりますが、実施案以上の条件を付することは、繰り返しますが、市場性・競争性の低下や価格への影響も考えられるため、必ずこの施設が必要という説明責任が生じます。行政としてその説明責任が果たせない場合、住民監査請求や住民訴訟の法的リスクも考えられるところであり、実施案が最大限区民の皆さん等のご意見を反映した結果であると考えているところでございます。今後、必要な場合、対策は講じてまいります。

続いて3点目、事業者の選定方法の修正案についてですが、土地売却の予定価格について、現在の実施案では最有効使用価格として、さらに活用条件遵守中での価格競争入札となっています。売却価格が高ければよいという条件を変更し、少なくとも城東区民のニーズが実現可能な事業提案ができるようにすることを求めるとともに、事業者の選定方法についても変更し、事業の提案内容と価格で競争できる選定方法にすることを求められています。

事業提案につきましては、実施案で示している活用条件を確実に遵守していれば、地域におけるニーズ等を踏まえた、事業者による自由な計画提案を妨げるものではないと考えています。

また、事業者の選定方法につきましては、売却益を建て替え財源にあてるという経過があり、できる限り高く売却することが求められており、したがって、提案内容について条件を遵守しているか審査のうえ、条件を満たせば、あとは価格で決定する

という、透明性の高い選定方法を採用することとしたところです。

また、最後に、土地活用が停滞することが生じないような早急な対応を求めておられます。

こちらにつきましては、市長からの指示も出ておりますので、実施案に基づいて早急に売却事務を進めているところでございます。

以上、いただきました修正案に対して区の見解を申しあげました。どうぞご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○竹内議長 ただいま修正案についても区長の方からご説明があったんですけど、委員の皆さま方で、今のお話で何かご意見ございましたら、お話いただければと、意見を求めたいと思いますが、どなたかいらっしゃいませんか。はい、どうぞ。

○内山委員 公募委員の内山です。最初議長が、区長の説明について、議長が念を押されたんです。11月時点の説明と同じかと、簡略にせえとおっしゃったんですけど、修正案に対する見解を今口頭で言われたんです。私もメモしましたけど、こんな不親切ですよ、委員に対して。文書で、こうこうこうこうこうってことを言って、私たちの討議に、促進に寄与すべきじゃないですか。今日来たばかりで、11月までは私たちも理解してはいますが、この修正案に対する見解を口頭でぱっと言ってね、そして意見っていうのは、不親切さには怒りを覚えます。ここから意見言います。

一つは、11月時点で区が決定した中身と、今の時点では社会情勢や私たちの暮らしや医療の環境が大きく変わってきてるわけですよ。今や新聞でも色々言われてますが、ポストコロナだとか、そういうふうなことで本当に私たちの暮らしがどうなっていくのかということが、日々色々な形で、識者も含めて、色々な専門家も言われてるわけですね。

そういう状況の中で、11月に決まった中身で何とか押し切ろうとする区の姿勢には、私たちは大きな疑問と怒りを持たざるを得ないですよ。もう医療崩壊だとか、発熱外来の不足だとか、PCR検査の数だとか、今一定収まっているように見えます

けど、2波、3波のことも言われてるんですよね。学校の子どもたちの学ぶ権利も大変な状況になっている。子どもを抱えている親御さんの生活なんかも大変だと。色々な問題が11月時点とは違ってきてるわけです。

そういう中で、いやこれは市場競争の原理やとか、価格の透明性やとか、そういう今までの概念だけで押し切ってもらっては困るわけですよ。本当に私たち城東区民の暮らしにとって、この城東区役所の跡地をどのように活用していくかということが、本当に今求められていると思うんですね。

医療の問題でも、私は鳴野に住んでるんですけど、城東中央病院という200床を超える中核の病院が北区に移転をすると、こういうような状況もあるわけですよ。

そういう中で、本当に私たち城東区民の医療を守っていく、そういう公衆衛生も含めて守っていくには、城東区役所跡地をどのように活用していくか、今あらためて、もっと考え直さなあかん時期に来てるんちがうんかな。ただ11月に決まりました。3月の市会で松井市長がこのように答えました。これが市民に約束した事柄ですから今さら変更することはできませんというような、本当に杓子定規なお答えのために、1, 2, 3の理屈を持ってきたとしか私は思えません。もっとちゃんとしてるんやと、文書を出して、私たちに分かりやすく説明をしていただきたいなというふうに思うわけです。そういう点では、私はこの伊東さんたちが出された修正案も一つの考え方として、大いにこれを含めて、この城東区案を再協議、再提案をするぐらいの、そういう度量を持ってしかるべきじゃないですか。

私はこれを今日ここで決めることが大事じゃなくて、本当にこういう地域の人たちからこれだけのこういう意見が出てるんだから、これも含めて、今の大きく変化してきている医療の問題、公衆衛生の問題、私たちの暮らしの問題を含めて、行政はどうあるべきか再協議していくぐらいの、区役所の答弁があつてしかるべきではないかと思います。

ただ単に意見言うたから、いやそんなもん私たちは受け付けませんというそんな

態度は、時代の変化、状況の変化にどう答えようとしているか。こんな市政では、これからの色んな、ポストコロナとか言われてる中で、私たちの本当に暮らしを守ってくれる自治体行政、このことが安心してくれるのかなという、そんな疑問も私は今日の区役所側の答弁を聞いて感じました。

意見というならば、最低でもこの地域の協議会の方たち、伊東さんが出されたやつは最低限の声だと思います。だからそれを含めて、区役所の11月のこの案を含めて再協議をして、再検討をしていく、そういった回答があってしかるべきではないかなという意見です。

○竹内議長 ありがとうございます。状況はね、コロナから状況は一変しているというようなことをおっしゃってるんですね。今までとは。それが今までどおりの答弁だったと、そういうことだったと思います。

ほかにどなたかご意見無いでしょうか。はい、どうぞ。

○福井委員 区政委員の福井です。今、内山さんがおっしゃったように、私もさっきから区長さんが説明してて、どこに書いてあるんやろうと。こうやって見ても分かれへんしということで、伊東さんが出された活用の修正案に対してのお答えやったら、もうちょっと丁寧なやり方にしていきたいなというふうに思います。

それと、この修正案で出されているのも含めて、本当に今コロナで大変な時で、病院をやってほしいという意見が区民アンケートとかパブリックコメントでもたくさん出てると思うんです。それに対して、病院を持ってくることが、今もう一度考え直して、どうなのかということをお聞きしたいと思います。

○竹内議長 どなたか。それでは、ただいま今お二人のご意見があったんですけど、区役所としての答弁といいますか、何かありますか。

○大東区長 区長の大東です。私の方から、質問をいただきましたので、簡潔に答えさせていただきます。

まず、ご説明が丁寧ではないというお話がありましたが、よくある陳情の説明の

場でもこういう形を取らせているというのが、大阪市会でもそうなんですけど、普通ではあるという認識はしております。それで、内容については議事録等できちんと確認できるというふうには考えております。

それと、コロナの話が出てきたんですけど、コロナにつきましては、公衆衛生とか医療の話ということでございました。

医療につきましては、医療圏という考え方を以前説明させていただいたことがあるかと思いますが、二次医療圏の中でどういうふうに病院等を配置していくのかという考え方が、市域全体を一つとして考えるというふうな計画がございます。その中において、城東区だけどうという話ではなくて、全体の最適化の中で医療体制を組んでいくという考え方でございます。

その部分について、コロナに関して、厚生労働省が基準を変えたという話は聞いてございません。

それから、医療の方のご要望がございましたけれども、やはりそのことによります財源確保の面で、デベロッパーを我々別に推してるわけではないんですけど、その部分、一定財源の欠ける部分というのが出てきます。そうした場合、先ほど私がしっかりと申しあげさせていただきましてけれども、訴訟の問題になります。訴訟になれば、その期間長引くことになります。そうすると、この用地はいつまで経っても何も動かないです。そういうことにもなるということでございます。

ですので、我々としては、最も重要な部分の50%というご要望がございましたけれど、20%ということで、我々が対応可能な範囲として考えたところで、実施案という形を市長の方にご確認いただいて、これでいこうということで、我々もそれで進めさせていただいているというところでございます。

説明は以上です。

○竹内議長　どなたか、ご意見等ございませんか。それでは、議長も意見を述べられると、こういうことができるということでございますので、今までのいきさつという

んでしょうか。この跡地利用による、これは3年前から区政会議で議題にかけられております。

皆さん方とは、11月でございましたけれども、初めて会議をしたのが実施案の説明でございました。皆さん方と初めて一緒にやったのが実施案の説明でございました。そこでは、20%というのが出たんです。それによって、12月に3度目の要望書をこの伊東さんですね、地域活動協議会、連合会長16名が要望書として、これではとても住民の要望には達してないと。

それに引き続きまして、年が明けましてから、医療、歯科医、そういう方が団体で要望書を市長の方に出されました。

それに引き続きまして、障がい者団体、これも引き続き2月に出されました。女性部も引き続き出されました。

それのおおよその要望というのが、ここに大体集約されております。伊東さんの方でね。50%、これを最低限としてもらいたい。こういうことを書かれております。

二つのね、大阪市全市で足りていると、11月の時の縣課長がおっしゃった説明でございますけど、今城東区で二つの病院が移転を予定しているということで、考えておられるということが要望書に書かれてたんです。

一つは、中央病院の移転。もう一つは、東大阪病院がね、5年程前に鶴見ですかね、鶴見かどっかの方へ移転されるということで、入札で敗れたということでまだおられるんですけど、どっちみちどこかへ行かれるんだと思います。

それで、城東区の現状でいいますと、救急車が、救急が年間2,500が東大阪病院。中央病院も2,500。それから緑橋のところのあれが1,500で、森之宮が1,500。8,500が済生会。その8,500の済生会は、橋を渡る一方通行なんです。崩落はしないでしょうけど、道が通れない。こういうことを要望書に書いておられます。そういうことから何か検討を始めている。全市では足りているけど、城東区民に聞いているのに全市では足りていると。何かピント外れではないかなと私は

思います。

それからもう一点は、中央病院が移る扇町、あそこは大阪市水道局ですけれども、コンペをやって、色々と、そういうことで病院がやってるんですね、病院が。中央病院とあともう一つの病院が。それは、あそこであれば、お金であればマンションに売った方が良かったんです。わざわざね、やはり大阪市発展のために、病院いうんでしょうか、色々コンペをやって落ちたとかいうふうに言われてますが、そういう意味でも万博、こないだテレビでやってましたけど、命と健康でやったらどうやと。その中でこの城東区がこういった、50%を医療に使い、住民のためにやっている、城東区に建ってるというのが、一つのアピールになるんじゃないかと思います。

それを今の区長の話聞いてますと、訴訟、訴訟というのがあまりに多すぎますよ。話合いの場でそういうことを言ったらだめですよ。話合いの中でやるんやったら訴訟してくれと。そうでしょう。みんなの意見を聞く、それを実施するのがこの区政会議、区長の役目と書いてあるんです。

私は、あまりにも門切り型の、皆さんが怒られるのも無理ないと思いますよ。あまりにも門切り型ですわ。ぼっ、ぼっ、ぼっ、ぼっと喋って、これ以上は何もできひんという。

私の意見はそういうところでございますけど、どなたかご意見ございましたらお話をいただきたいと思います。はい、内山さん。

○内山委員 先ほども言われました訴訟の問題ね、なんや訴訟があって長引いて、何か脅しかけられてるみたいなね。

それともう一つね、建て替えの財源にするんだという考え、これ前回やったかな、山中議員が言われましたよ。地方自治体の財政の考え方からして、その年度ごとに財政をやっていくんで、その何年前かの跡地の売り上げをそれに充てるなんていう考え方からそれは、そういう意見は盾にする意見だというふうに、2回前かな、山中議員が指摘をされましたけど、皆さん思い出してください。何か今日の区長の話では、何

か脅しをかけたり、そんなことで、私ら実際の財政の仕組みが分かってないみたいなことで、そこで建て替え財源って、そら考え方としてはあるか知らんけど、財政は毎年毎年そういうことで、どういう形でどうするのかっていくことを決めていく、単年度にやって、そして公共的な建物のやつは市債とか色んなことでやっていくという、実際独自の財政の仕組みがあるわけですよ。そういうこと抜きに建て替え財源でやっているっていうのは、高いお金で売らなあかんねんみたいな、そんな話はちょっと納得いきませんし、本当にもう少し、今議長もおっしゃったように、聞く耳を持って、ほんで協議をしていくという姿勢を是非示していただきたいと思います。以上です。

○竹内議長　どなたかご意見ございましたら、遠慮なくおっしゃっていただきたいと思いますけど。はい、どうぞ。

○小倉委員　公募委員の小倉です。これ50%以上に修正するっていうのは、50%がこういう建物で、あとはマンションっていうことですよ。誰かが住むっていうことですよ。じゃないんですか。ですよ。

○西中総務課長　必ずしもマンションということが決まっているということではないと。

○小倉委員　そうか、マンションじゃなかったら会社とかそういうことですか。スーパーとか。でもそしたら、半分はその人たちのもので、半分は区民のものということですよ。何かあった時に使えるのは半分で、あと半分は他のところが使うんですよ。色んなことが、災害とかがあった時に、区役所とか市か府か分からないですけど、こういったことに使いたいんだって時に、あと半分があかん、使えないっていうことじゃないんですか。それはまた違うんですか。

でも、50%っていったら、きっと建物の権利だって半分ですものね。そしたら何か使いたいっていった時に、自分たちだけで決めて使うってことができなかったり、城東区で使う、城東区民が城東区民のためだけに使うというのはまた違うと思うけど、城東区でどうするかっていうのを決めていけるっていうふうにしておいた方が、本当

にまた何かあった時にいいんじゃないかなと。もしかマンションで何百件の人の意見が合わないということがあったら、えらいことだと思うし、今小学校でもすごい統廃合されてて、でも子どもたちは今こんな状況で、教室もたくさんあったら分散とかっていうこともできるかもしれないのに、どんどん小学校を潰すみたいなことをしてると思うんですけど、そんなにも本当にコロナのことがあって、色んなことを考え直さないといけないって言ってる時に、どんどん自分とこの、城東区の財産を切り売りするっていうことはすごくもったいないことだと思うので、考え直すというか、もう一回考えていただきたいなと思います。

○竹内議長 ありがとうございます。どなたかご意見。はい、どうぞ。

○磯田委員 今日ほ喋らんとこうと思ったんですけど。あまりにも答弁があれやったんで、発言させてもらいます。

説明を受けたんですけど、答えありきの説明というふうにしかなんていられないようなものだったんですけども、やはりこの区政会議等で話をしているのは、僕らの意見であったり、区民の意見を聞くためにやっているということもあると思うんですよ。

なのにそののところを飛ばして、財源はというところを全面的に出されて、ああいう形の答弁であれば、話す意味が無いんじゃないかなというところが正直なところですよ。

それで、病院がこの間、今の方も言われてるように、出ていく話も出ている中で、本当に今回のコロナのことがあって、救急車を呼んでも行くところが決まらないですよ。病院に。救急車で運んでもらうのに、次行くところまで30分も1時間も待たされるんですよ。特に、障がいを持っているとか色んなケースがあれば本当に決まらないんです。城東区内で診てくれるとこって、済生会が色んな括りつけて、必ず介助者を付けてくださいとか。ただ反対にコロナの時は、そういう人入ったら困るから介助者いらんねんって言われて。そんなこともしながら話をして、ようやく入院先を決めてるっていう状況も正直あるんですよ。

それで、本当にコロナのこともあって、医療機関の大切さ、防災のこともこないだの話の中で防災拠点っていう話もあったかなと思います。それは水害にあったりというだけの話ではなくて、本来、こういう形で誰かが発症するっていった時に、病院であったり、保育園であったり、障がい者施設であったりっていうことがあった時に、何とかする拠点っていうのを持っておいたほうが良いと思うんですよ。それを全て財源ありきのところで、仕方がない、仕方がないっていう形でいけば、本当に弱い人の声を拾いあげてもらえる場所が無いと思うんです。

だから、そういうところで、財源の方では、確かに無いとは言いませんけど、やはり僕は20%ってところを50%に増やしてもらってっていうところの話で、50%が多いのか少ないのかっていうと、決して多いというふうには思わないですし、妥協点としての50%であると思うんですが、そのところでも引けない、20%だということに固執されたりするところで、すごく財源ありきで話が進んで行ってしまうこと自身が、本当に区民の声が聞いてもらえてるのかっていうところがすごく残念であるなという回答でした。もう一度、そのところも含めて考えていただければなと思います。

○竹内議長 ありがとうございます。お金と命と、どっちに重きを置くか。こういうことかもしれませんね。財源ありきか。それも確かにそうかもしれませんが、やっぱり本当は優先されることだと思うんですけどね。

はい、どなたか。はい、どうぞ。

○大西（恵）委員 公募委員の大西です。先ほどもご意見出てましたけど、この新型コロナの状況の中で、社会状況が明らかだと思うんです。だから、価格とか訴訟のリスクがあるとかおっしゃいましたけど、この状況で訴訟を起こす方が企業のイメージ落ちると思います。

未来の区民も含めての区民の命を、暮らしを守っていただくのが行政の役割だと私は思っていますので、その役割を果たしていただくためにも、今回のこの修正案、

20%をせめて50%にしてほしいと。かなり話し合いを重ねてきた中で出てきた案だと思うんです。もう一度きっちり考えて、状況が変わったという前提なので、この11月の案については、社会状況が変わってるので、お時間をいただいてでも、やっぱりもう一度、あらためて提案し直してもらおうということをお願いしたいと思います。

○竹内議長 ありがとうございます。どなたかおられませんか。

だいたい要望事項というのは、50%だとかそういうことが出てきたんですけど、一応私も区政会議、ずっとやってこられた方の思い、そして3度にわたって要望書を出された地域活動協議会会長さん、医師会とか、そういった思いを含めて、できましたら私、皆さん方がご協力いただけるならば要望書を出したい。区政会議ですね。松井一郎さん宛てに。ちょっと私、たたき台というんでしょうか、そういうつもりでプリントしてきたものがございますので、これ皆さん方から賛同が得られるのであれば決議できると、区政会議で決議できると書いてあるんで、今から配らせていただきますので、ちょっと見ていただけますか。

庄司副議長より、目を通していただいていると思いますが、読んでいただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

○庄司副議長 読ませていただきます。城東区区役所跡地活用に関する要望書（案）です。大阪市長松井一郎殿。今般、世界中で猛威を振るっております新型コロナウイルスは、日本でも感染が広がり、社会生活が混乱に陥っております。第2波、第3波感染に不安を抱えながら、不便な社会生活を送る現状です。命の大切さ（医療）、人と人との支え合い（福祉関係）、この充実が、コロナ禍に打ち勝つためにも最も重要なことだと考えています。

今こそ政治・行政は、人の命（安心と安全）を守る役割を果たすべきです。区役所跡地利用について、多くの区民の皆さまから医療施設等を望む声をいただきました。

区民並びに市民の暮らしの向上、住んで良かったと区民の皆様から安心できる城東区にする為、本日まで区民の代表として議論に携わって頂いた多くの区政委員の意見

を集約し、以下のことを強く要望します。

要望事項1、各種団体が一致して要望するように、医療・福祉分野に最低でも全体面積の50%の割合に修正すること。

要望事項2、事業募集方法は価格でなく、提案内容を重視したものにする。

要望事項3、広域避難場所として一体活用ができるよう医療施設には救急医療機能を持たせること。

令和2年6月5日、区政委員一同ということ。

○竹内議長 これは案ということで、色々付け加えたいことも色々あったんですけど、この3つ、だいたい皆さんがおっしゃっていたことを抜粋させていただいたところでございます。これを皆さん方に、3分の2の賛成が得られれば、議決できると書いてございますので、今それを読んで賛成をしていただければいいようにしたら。他に何かご意見ございますか。はい、どうぞ。

○菅田委員 失礼します。今福の菅田と申します。前の要望書もそうだったんですけど、1番に医療または福祉の分野という文言が入ってるんですけど、昨今の事情とか皆さんのことを考えると、ここは医療分野というふうに限定したほうがいいのではないかなと。

○竹内議長 福祉を除いてですか。

○菅田委員 福祉を除くっていうのはちょっとあれかと思うんですが、どちらかというと医療分野に来ていただきたいというのがあるんで、その辺の強調のしかたの文言に変えていただいて。

先ほど議長もおっしゃったように、城東中央病院、東大阪病院が区外に出られるというようなお話があって、大阪市としては病床数が足りてるといような考え方なんですけれども、ここは区長にお聞きしたいんですが、この城東区民の健康を守るための病院が森之宮病院と済生会になっていくにあたって、この辺の大規模な災害が起きた時とか、コロナもそうなんですけど、そういう場合に、救急医療体制が、二つの病院が

無くなった時にどうされるつもりなのか、どういうふうに周りの区の方にも助けていたただかなあかんような状態になるのかなと思うんですけど。その辺の協定っていうたらおかしいんですけど、例えば中央区やったら病院機構、国立の病院機構がありますよね。そういうところで運んでいただけるといような、約束といたらおかしいけど、そういうことをどう考えておられるのかというのをお聞きしたいと思います。

○大東区長 お答えさせていただきます。救急医療につきましては、区域という概念はございません。区域またぎで救急医療の提供を受けることは可能です。

ですので、隣接する鶴見区の方にも、すぐそばにも救急病院がございますので、そうしたところに搬送していただければ、必要な医療を提供していただくことは可能です。

ちょっと蛇足になりますけど、他の区では一人当たりの救急医療が城東区よりも少ないというのも実際に存在します。多く存在します。ですので、ここだけが非常に手薄いということではないということを前提条件として知っていただく必要があるかと思えます。

○竹内議長 その他、訂正するようなこと、付け加えたいとおっしゃる方、おられませんか。

この災害避難場所は、この区役所から蒲生公園、蒲生中学と一体になってるんですね。そこへ消防署があり、警察があり、保健所があり、そこに救急病院があるということは、やっぱり住民としたら安心ですよ。

消防署の周りに救急病院があり、区役所があり、公園がある。そういう一体感のもと、こういった救急医療がほしいというのが住民の意見だと思うんです。消防署の近くにあるというのは。まさしくこれは好機なんです。我々の税金で建てた分でしょ。我々の意見を金ありきでいいのかどうか。将来の城東区民に、ええの建てよったなと言われるように、我々したいから言ってるんです。

そういうことで、時間も迫って来てますので、私はひとつここで、採決を取りた

と思うんです。できましたら、挙手でお願いしたいと思えますけど、よろしくお願
いいたします。誰も手挙げないんですか。不賛成ですか。賛成の方は手を挙げていた
だきたいんですが。

(22名の挙手あり)

全員ということで。そしたら全員ということですね。ありがとうございます。

それでは、時間の方も10分切ってきておりますので、ここでまず区長の方から
総括いうんでしょうか、ただいまの会に関する総括的なお話をいただきたいと思いま
す。

○大東区長 議長、これはもう締め括りの総括ということでよろしいですか。

○竹内議長 はい。

○大東区長 本日は多くのご意見を賜り、ありがとうございます。皆さまのご意見
を頂戴してきました経過、こうしたものを踏まえまして、我々といたしましては、実
施案にもとづきながら手続きを進め、今年度中に事業者と契約を取り交わすことがで
きるよう事務を進めてまいりたいと考えておりますので、何卒ご理解いただきたいと
思っております。

また、ただいま要望書の方も出されましたけれども、これにつきましては、市長の
方へご説明あげたいと思えますので、そうしたことも踏まえて、市長の方へ報告させ
ていただきたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、このような状況下にもかかわりませず、多くのご出席を賜りありがとうございます
ございました。

○竹内議長 ありがとうございます。市長の方へよろしくお願いたします。

それでは、最初区長の方から修正案に対するお答えがあった、伊東会長が修正案と
して出しておられます案ですね、50%、これ最初のページ、2ページ目ですか、5
0%、全体面積の50%に修正することを求めるという。

それと、大規模災害発生時に十分な防災機能が発揮できるよう水害時避難ビルの

指定はもちろん、防災機能の設備を備えることを求めます。

それから、事業者の選定は価格ありきということではなく、事業者の内容と価格で競争できる選定方法にすること。

これに関しても、区長が色々のご意見述べられましたけど、我々としてこれを決議したいと思いますので、この分も。もう一度、これで良ければ挙手をお願いしたいんですけど。挙手を。

(22名の挙手あり)

皆さん、そうですか。ほんなら3分の2以上と認めます。ありがとうございます。

それでは、この修正案に対する

○西中総務課長 議長、すみません。よろしいでしょうか。

○竹内議長 はい。

○西中総務課長 総務課長の西中でございます。決議につきましては、条例第10条によりますと、本来の委員への委託内容とは別に、委員間での自発的な議論にもとづき、区の区域内の基礎自治に関する施策等に関する事項に関して、委員定数の3分の2以上で決議された時は、区長はこれを尊重し、その権限の範囲内において適切な措置を講ずるよう努めなければならないとされているところでございます。

今日なんです、22名の委員の方に参加をいただいているところなんです、この人数については、3分の2には至っていないところでございます。以上です。

○竹内議長 3分の2には至っていないと。出席者全員の賛成では至っていないということですか。

○西中総務課長 そうです。

○竹内議長 全員が賛成していただいたんですけれども。34名ですかね、それでは3分の2には至っていないということなんですけど、ただ先ほどの要望書に関しましては、区長の方から大阪市の方へ、我々の要望書を出してくるということをお願いしておりますので、まあ同じようなことを書いてますので。

それでは、もう時間も迫ってきましたので、本日お忙しい中ご出席いただきありがとうございます、市会、府会の先生方に一言ずつお言葉をいただきたいと思いますので、まず府会の紀田さんの方からお願いいたします。

この案に対して、賛否の方もできたらお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○紀田議員 賛否についてお話する前に、コロナの件についてだけお話させてください。新型コロナって、感染症ってやつで、人から人へうつるやつです。その病気に対してどうやって対応するかというと、区とか市とかじゃなくて、大阪府全体で計画を立てて、大丈夫なような医療支援を用意しようとやっています。

現在の計画では、大阪府全体で87のベッドを用意しましょうってことになってたんですけど、この流行を受けて、3,000床、3,000ベッドまで今確保できてます。

ですので、ものすごい大流行が来ても、大阪府全体で、城東区も当然ですけど、しっかりと対応できる準備を大阪府全体で進めておりますので、まずはご安心いただければと思います。

私の家の駐車場を潰してまして、医療ビルが建ちます。成育に住んでるんですけど、クリニックビルが建つんです。大阪市内の今のベッドで32,000ぐらい病院のベッドがあるんですけど、計画では2万ちょっとぐらいでめちゃくちゃ多いんで、経営やっても元取られへんやろなっていうのが普通なんですけど、それでもこうやってビルが建つってところを見ると、地域の皆さんの医療資源に対する要望っていうのは大きいんだなっていうのを、今日の意見を聞きながらあらためて感じました。以上です。

○竹内議長 それでは西川先生、一言お願いいたします。

○西川議員 どうも皆さん、ご苦労さまでございます。まさに国難ともいえる、このコロナウイルスの時に区政会議にご出席をいただきまして、本当にご苦労さまでございます。これからも、どうぞ城東区政をよろしくお願いしたいと申しあげておきます。

区役所の跡地につきましては、私も皆さん方と全く同じ意見でございます。要望書が出されまして、全員一致ということで、素晴らしいことだなというふうに思っております。

跡地につきましては、区民、そして大阪市民の貴重な財産であり、売却してしまうこと自体、ずっと反対を申しあげてきました。今後の活用につきましても、地域の皆さんのご意見をよく聞いてと、再三再四、申しあげてきたところでございます。

先ほど竹内議長さんのお言葉にもありましたけれども、区民の皆さんのご意見は、病院、それも地域の状況をよく踏まえて、救急に対応できる医療機関が必要だということでもあります。

地域を代表される地活協の会長さんや女性会の皆さん、また、地域の医療を支えていただいております医師会をはじめ、関係団体の皆さん。そして、身体障がい者の皆さんの団体からも同様の意見が出されているということでございました。

しかしながら、市長と大阪市の決定は、区民の声とはかけ離れたものであるというふうに思っております。

ご意見にもありました、新型コロナの恐ろしい経験を踏まえた今、今日でございます。当然、もう一度考え直すっていうのは当たり前のことではないかなと、私も思っております。

地域の医療について、今一度考え直してほしいと心の底からそう願っております。

新しく就任されました区長、大東区長さんは先ほど、必ず市長に届けますというふうにお言葉ございましたけれども、どうぞ区民の皆さんの声をよく聞かれて、区民の安心・安全、明るい未来を真剣に考えていただきますことをお願いしておきます。

以上です。

○竹内議長 ありがとうございます。それでは、引き続きまして、明石先生、お願いいたします。

○明石議員 皆さん、どうもありがとうございます。市会議員の明石でございます。

マスクをしてるので声が聞こえにくいかわかりませんが、ゆっくりと話をさせていただきたいと思います。

区役所、区長はもう少し丁寧にしてほしいと思います。先ほど口頭で答えを返しました。陳情書では口頭。違いますよ。この区政会議で、3分の1以上の人の署名で区政会議を開いてほしい。おまけに提案までされている。文書で提案している。城東区の6団体からの要望書も口頭ではありません。どうでしょう。これが区長として、区政会議、区民を代表する皆さんに対しての答え方なんでしょうか。違いますよ。この中に、6団体から出された要望の内容を全て把握されてるとは思えません。

去年、この2月に要望書が6団体から出ました。大きなことですよ、女性団体から。地域振興会から16人の署名を入れて、障がい者の団体、三医師会、出てるんです。この後聞き取りをしたけど、この実施案は去年の2月以降、10月まで、これ発表は11月なんです。一回も我々への説明は無いんです。区政会議の皆さんにも無いんです。意見を聴く。全く聴いてません。この決定プロセスの過程で問題があったと、このように思います。

そして今、今年は令和2年度になりました。今年の新たな市政改革のバージョンが3.0になりました。この中に何て書いてあるか。あくまでもこの中には、市民の暮らしの満足度の向上。そして地域づくり、そして市民の暮らし、この満足度を向上させていこうと。城東区においてもそうじゃないですか。城東区の運営方針、あらためて言いますよ。地域が輝き活気にあふれ、まちに愛着があるように。城東区に住んで良かったとおもえるまちにしていこう。誰もが穏やかに日々暮らすことができる安心なまち。区民の声を聴いていこう。このように言うているのに、真逆ですよ。市長だってそうです。特別区を目ざしているのは何のためか。地域ごとのニーズを拾いやすいように、地域の声を実現できるように。ニアイズベターとおっしゃっております。全然違いますよ。区民の声はさて置いて、説明も無い。こんなん乱暴すぎますよ。残念でなりません。地域のご事は地域で決める。できるようにやりましょうよ。皆さん

がコロナ禍で不安を抱いているのであれば、それを解消すべき。手段は最善を尽くして全力で取り組む。それを達成するまで、多くの皆さんが納得できるように、難しいことか分かりませんが、それを運営するのは区長の役目だと思います。

先ほど、竹内議長から提案がなされました。私はすごい提案だと思います。残念ながら、区政会議34名中、先ほど言われました22名しか来られてない。何でこんな結果になったか。区役所が急ぎすぎるからですよ。全員参加のもとで、提案は3分の2以上、分かっていますよ。でも全員賛成です。どう捉えるんですか。出席23名で3分の2。1名足りない。だからだめ、採決はできません。何を言ってるんですか。頭を冷やしてもらいたい。このように思います。

声を荒げて申し訳ない。オブザーバーとして我々議員も来させてもらいましたけど、来てない議員もいます。城東区にとって大きなことだと思いますので、どうか市長には今日の皆さんの思い、また今日来られてない方の思いを伝えていただいて、改善していただきたい。対策を講じていただきたい。これを強く、強く要望させていただきたいと思います。いいまちにしましょうよ。このように思います。力を貸してください。大東区長、お願いします。

○竹内議長 議員の皆さま方には、貴重なご助言、ご意見ありがとうございます。

また、委員の皆さま方におかれましては、色んなご意見、多様なご意見をいただきました。ただいま突然お渡しいたしました要望書等にもご賛同をいただきました。

区長も市長の方へ届けると、このようにおっしゃっていただきました。感謝いたしているところでございます。

今後とも皆さま方の意見が、この跡地利用に反映できるように、是非ともご協力賜りますように共々やっていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、最後に事務局よりお願いいたします。

○西中総務課長 竹内議長、庄司副議長、各委員の皆さま、本日はどうもありがとう

ございました。

それでは、第1回区政会議はこれで終了とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。

お帰りになる時、密にならないよう順次ご退出お願いしたいと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。

○竹内議長 どうもありがとうございました。